入札公告の取消

平成30年9月19日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
宮崎東病院長　塩屋　敬一

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　45

平成30年9月3日付（号外政府調達第166号・16ページ）掲載の入札公告「清掃業務委託契約2年間　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月19日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　久保田　修

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）九頭竜川橋他2橋床版取替工事（その1）

⑶　工事場所　北陸自動車道
自）福井県福井市玄正島町
至）福井県坂井市丸岡町

⑷　工事内容　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道　福井北ＩＣ～丸岡ＩＣ間の上り線床版取替（九頭竜川橋）、床版打替（北野上高架橋、松岡高架橋）、塗替塗装（九頭竜川橋）及び調査・設計を行うものである。

⑸　工事概算数量
床版取替　約4.5千㎡
床版打替　約1.2千㎡
塗替塗装　約18.0千㎡
調査・設計　1式

⑹　工期　契約締結日の翌日から840日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査し、技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式により決定する「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、契約制限価格を上回る場合は、落札者の提示した価格について、確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、安全管理を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。

⑼　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑾　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名　北陸自動車道（特定更新等）九頭竜川橋他2橋床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所　北陸自動車道
自）福井県福井市玄正島町
至）福井県坂井市丸岡町

③　基本契約対象工事の工事内容工事概算数量　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道　福井北ＩＣ～丸岡ＩＣ間の上下線床版取替（九頭竜川橋）、床版打替（北野上高架橋、松岡高架橋）、塗替塗装（九頭竜川橋）及び調査・設計を行うものである。

④　基本契約対象工事の概算数量　基本契約対象工事概算数量
床版取替　約9.0千㎡
床版打替　約2.4千㎡
塗替塗装　約36.0千㎡
調査・設計　1式

⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結の翌日から1,560日間

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の2者又は3者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記2⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす2者又は3者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は1件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者求める実績　橋面積3,600㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種、形式も問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外求める実績　橋梁上部工を架設した工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、主任（監理）技術者の専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　技術者の専任に関する事項
1）監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者